

事業者の皆様へ

2023年9月29日  
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
リスク管理統括部

### 業務委託契約約款等の一部改正のお知らせ

事業者の皆様におかれましては、平素より当機構の事業にご理解ご協力いただきありがとうございます。

2023年10月1日より開始される適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応及び日本版バイ・ドール制度における手続の一部簡素化を実施するため、業務委託契約約款本文及び様式の一部等を改正し、2023年10月1日から適用いたしますので、ご案内申し上げます。

事業者の皆様におかれましては、改正後の業務委託契約約款等をご確認、ご了承いただき、事業を遂行いただけますよう、よろしくお願いいたします。

なお、各種約款の最新版は当機構ホームページ (<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>) から入手することができます。主な改正の内容は別紙をご参照ください。

また、委託業務事務処理マニュアルも改正をしておりますので、最新版をご確認ください。 ([https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual\\_jimushori\\_2023.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual_jimushori_2023.html))

- (別紙1) 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の開始に伴う改正
- (別紙2) 共有の知的財産権の持分放棄に係る手続の一部簡素化に伴う改正

※本件に関する基本的な考え方についての問合せは、下記メール宛てにお願い致します。

(事業毎の対応につきましては、プロジェクト担当部までご連絡ください。)

E-mail: [helpdesk@ml.nedo.go.jp](mailto:helpdesk@ml.nedo.go.jp)

適格請求書等保存方式（インボイス制度）の開始に伴う改正

※新規・継続

委託先からNEDOに対して概算払及び精算払請求を行う際に使用する「支払請求書」の様式は業務委託契約約款において規定されていますが、2023年10月1日よりインボイス制度が開始されることに伴い、委託先が適格請求書発行事業者（インボイス発行事業者）の場合は、適格請求書（インボイス）を発行できるよう、様式の一部等を改正します。

なお、本改正に伴い、プロジェクトマネジメントシステム（PMS）で支払請求書を発行する場合においても、必要に応じて登録番号、適用税率並びに適用税率ごとに区分した消費税込額及び消費税額を選択及び記入していただくこととなります。

(対象契約約款)

業務委託契約約款、共同研究契約約款、業務委託契約約款（大学・国研等用）、共同研究契約約款（大学・国研等用）、実証事業委託契約約款、調査委託契約約款

<参考：業務委託契約約款>

様式第4-1 支払請求書

(様式第4-1)

支払請求書(概算払・精算払)

年 月 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理事長 殿

住 所  
法人名称  
氏 名 (役職等)  
登録番号 T○○○○○○○○○○○○○○○○

下記のとおり、委託費を請求します。

記

請求金額  円

適用税率10%対象: 円 (うち消費税額及び地方消費税額 円)  
 適用税率8%対象: 円 (うち消費税額及び地方消費税額 円)  
 不課税対象: 円 (うち消費税額及び地方消費税額 円)

1. 委託契約件名  
 (大項目) \_\_\_\_\_  
 (中項目) \_\_\_\_\_  
 (小項目) \_\_\_\_\_

2. 契約管理番号  
 ○○○○○○○○-○

3. 請求金額の内訳  
 別紙のとおり

「振込先銀行口座」(登録済み)

銀行名	
支店名	
預金種別	
口座番号	
口座名義(フリガナ)	
口座名義	

※備考  
 確定検査後の精算払請求時には、別紙の添付は不要。

インボイス発行事業者は交付されている【登録番号（T+13桁の数字）】を記載。それ以外の事業者は、【未登録】を記載。

全事業者は【適用税率】と【適用税率ごとに区分した消費税込額及び消費税額】を記載。

## 共有知的財産権の持分放棄に係る手続の一部簡素化に伴う改正 ※新規・継続

NEDO委託事業では日本版バイ・ドール制度（産業技術力強化法第19条（2019年4月以降は第17条））を適用し、知的財産権の帰属及び取扱いに関して業務委託契約約款等で規定しており、2009年4月の産業技術力強化法の改正を受け、2009年6月に業務委託契約約款等を改正し、2009年4月以降に契約を締結した事業においては、取得した知的財産権を移転する際に事前にNEDOの事前承認を受けることを規定していました。

そのため、これまでは、複数の委託先事業者が1つの知的財産権を共有して持っている場合でも、自身の持分を放棄して他者等へ渡すことは知的財産権の移転行為に当たるとしてNEDOの事前承認が必要となっていました。

しかしながら、この度、委託先事業者の負担を軽減するべく、経済産業省の委託事業において契約書フォーマットが改正され、令和5年度（2023年度）より事前承認申請書に替わって届出書の提出のみとなりましたので、これを受けて、NEDO委託事業においても同様に共有知的財産権の持分放棄に係る手続を簡素化するべく、約款に第31条の6を新設し、その適用範囲を附則で定めます。

### （対象契約約款）

業務委託契約約款、共同研究契約約款、業務委託契約約款（大学・国研等用）、共同研究契約約款（大学・国研等用）

### ＜参考：業務委託契約約款＞

（知的財産権の帰属）

#### 第31条

3 乙は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

四 当該知的財産権の移転（第31条の6第1項に規定する持分の放棄を除く。以下この号において同じ。）、又は特許権、実用新案権若しくは意匠権についての専用実施権（仮専用実施権を含む。）又は回路配置利用権若しくは育成者権についての専用利用権（以下「専用実施権等」という。）の設定若しくは移転の承諾をしようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けるものとする。ただし、合併又は分割により移転する場合、及び次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

イ ～ ハ （略）

5 乙は、第1項の知的財産権を第三者に移転又は利用許諾する場合は、第3項及び第4項、第31条の3、第31条の4、第31条の5、第31条の6、第32条、第33条並びに第34条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させねばならない。

### （知的財産権の移転等の承認）

第31条の3 乙は、委託業務に係る知的財産権に関し、甲以外の第三者に移転する場合は、第31条第3項第四号ただし書の場合及び第31条の6第1項に規定する持分の放棄により移転する場合を除き、甲が別に定める知的財産権移転承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

(共有の知的財産権の持分放棄の届出)

第31条の6 乙は、委託業務の成果に係る他者と共有の知的財産権に関し、自己の持分（以下「持分」という。）を放棄する場合は、持分の放棄を行う前に、甲が別に定める知的財産権持分放棄届出書を甲に提出するものとする。

2 前項の届出書の提出に際して、甲が当該知的財産権について再実施権付き通常実施権を要求する場合、乙は、他の共有者の同意を得た上で、甲に対して無償で許諾しなければならない。

3 乙は、前項により再実施権付き通常実施権を許諾した場合には、当該通常実施権の行使に支障を与えないように、持分の承継者に約させねばならない。

4 乙が前3項の定めを違反したことについて、正当な理由がないと甲が認める場合、持分は無償で甲に譲り渡されるものとする。

第33条

3 乙は、委託業務に係る知的財産権を移転（第31条の6第1項に規定する持分の放棄によるもの及び次項に規定するものを除く。）したときは、移転の事実が確認できる書類の写しを添付して、甲が別に定める知的財産権移転通知書1通を移転を行った日から60日以内（ただし、外国の場合は90日以内。）に甲に提出するものとする。

附 則

1. この標準契約書は、2023年10月1日から施行し2023年度事業から適用する。

2. ただし、改正後の約款第31条第3項第四号及び第5項、第31条の3第1項、第31条の6並びに第33条第3項の規定は、2009年4月1日（平成21年4月1日）以降に締結した契約から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。